



労災発0618第5号  
平成30年6月18日

公益社団法人  
日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省大臣官房審議官  
(労災・賃金担当)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来4年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり平成30年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、特に本システム未導入の貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（平成30年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨を行うことにより、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

- (1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動  
指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨など
- (2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送
- (3) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた説明会の実施
- (4) WEBによる広報
- (5) 導入支援金の支払

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数20床以上）50万円、（病床数20床未満）40万円  
薬局 20万円

- (6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労レセシステムの普及促進に向け、次のような取組を行う。

- (1) 厚生労働省の取組
  - ア 関係団体への協力依頼
  - イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知
- (2) 都道府県労働局の取組
  - ア 指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨
  - イ 関係団体への協力依頼
  - ウ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知
  - エ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知

# 労災レセプト電算処理システム

労災レセプト電算処理システム未導入の労災指定医療機関のみなさまへ

導入支援金

最大

**50万円**

がご利用いただけます。



導入支援金の支払には、条件があります。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労災レセプトのオンライン請求導入の仕方

## STEP.1

### レセコンベンダーに見積りを依頼する。

まずは、いつものレセプトコンピュータの業者にご連絡して、既存のレセプトコンピュータが労災レセプトのオンライン請求に対応しているかをご確認し、導入時の費用がいくらなのかを確認してください。



## STEP.2

### 見積りをもとに検討。

業者から見積書が届いたら、見積り金額をもとに、導入されるかご検討ください。

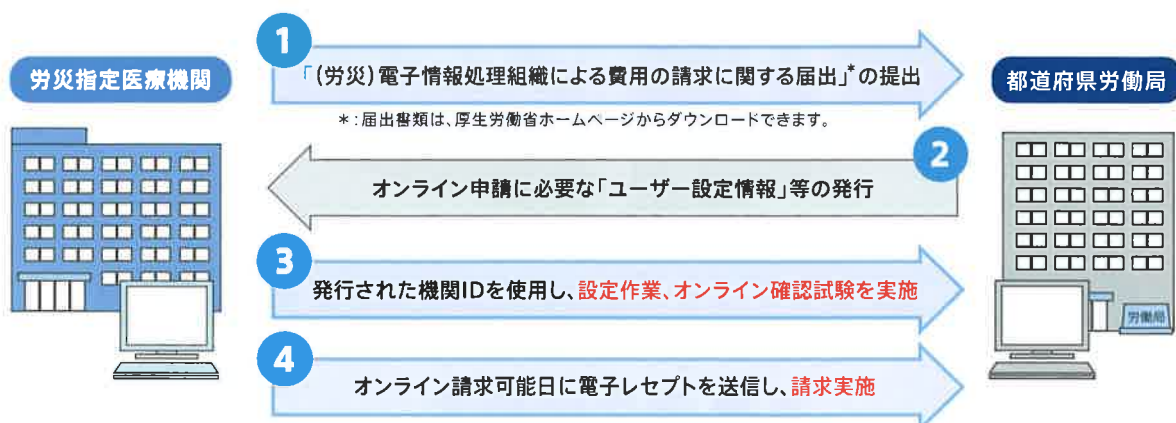


## STEP.3

### 導入を決めたら、労災用IDを取得。

導入をすることにしましたら、業者と工事のスケジュールを調整するとともに、管轄の都道府県労働局へオンライン請求する旨のご連絡をしてください。

※業者との契約書(注文書・注文請負書・発注書など)は、導入支援金申請時に、ご提出いただくので、保管しておいてください。





## STEP.4

### ベンダーによる導入設定。

※工事の手順は、業者の方にご確認ください。  
※納品書は、導入支援金の申請時にご提出いただくので、保管しておいてください。



## STEP.5

### 労災レセプトの オンライン化テストを実施。

導入設定が完了したら、早速アクセス可能かどうかの確認試験を実施してください。

※導入支援金を申請する場合は、確認試験の結果画面の添付が必要になりますので、出力の上、保管しておいてください。



- 1 確認試験実施後、「確認試験」のメニューにおいて、「レセプト送信・状況」ボタンをクリックしてください。

- 2 次のいずれかのボタンから確認試験で送信したものをクリックしてください。
  - ・「状況(医科)」ボタン
  - ・「状況(歯科)」ボタン

- 3 レセプト請求状況画面で、「送信レセプト件数」列(「受付不能」列を除く)のリンクをクリックしてください。

- 4 「送信データ集計表表示(確認試験)」の画面が表示されますので、画面上部の「印刷レイアウト」ボタンをクリックしてください。

- 5 「送信データ集計表表示(確認試験)」の印刷プレビュー画面が表示されるので、右クリックして「印刷」メニューを選択し、印刷してください。



以上で、オンライン化の環境設定は完了です。

# 労災レセプトは、 オンライン請求が便利です。

平成26年2月請求分より、労災診療費のオンライン請求が可能になりました。

労災レセプト電算処理システムを未導入の労災指定医療機関のみなさまは現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピュータに労災レセプト対応のソフト等を導入<sup>※</sup>することで、労災レセプトのオンライン請求がご利用いただけます。

<sup>※</sup>改修・導入方法等につきましては、お使いのレセプトコンピュータメーカーにご相談ください。

## 労災レセプト電算処理システムのメリット

メリット1

**明快**

### 査定結果・理由・支払額が分かります。

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」、「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

メリット2

**確実**

### 事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

メリット3

**余裕**

### 受付時間が延長されます。

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、当月の12日まで修正して請求することができます。

メリット4

**安全**

### 個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

メリット5

**お得**

### 電子化による点数が算定できます。

レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。  
(平成32年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)

労災レセプト  
電算処理システム  
導入医療機関の感想



オンライン請求になり、レセプト提出期限まで時間の余裕ができました。それに加え、請求前にエラーのチェックもできることから、より正確な請求ができるようになりました。  
(大阪府・Kクリニック)

オンライン請求できるようになって、紙レセプトを作成する手間がはぶけて作業がとてもスムーズになりました。紙レセプトでは書き写しの間違いの心配や労災用のレセプト用紙の取り寄せの手間があったため、オンラインでの請求はありがたいです。  
(福岡県・H医院)



# 労災レセプト導入支援金の申請の仕方

労災レセプトのオンライン化の環境設定にかかった費用の一部<sup>\*</sup>に導入支援金が支払われます。

(※労災専用ソフトの導入経費、導入に伴う諸設定に係る費用)

## STEP.1

書類を取り寄せる。

まずは、「労災レセプトシステム普及促進センターヘルプデスク」へお電話いただき、申請書の取寄せをしてください。  
支援金の申請書は、WEBサイト「労レセシステムオンライン化ナビ」でも取寄せできます。



## STEP.2

書類が届く。

郵送で、ヘルプデスクから申請書様式と「導入支援金支払要領」をお送りいたします。



## STEP.3

書類を書く。

「導入支援金支払要領」を参考に、申請書へ必要事項を記入し、必要書類を添付してください。



## STEP.4

ポストへ投函。

申請書類の記入が終わりましたら、「労災レセプトシステム普及促進センターヘルプデスク」へお送りください。

※申請書提出の最終締切は平成31年2月末となりますが、予算がなくなり次第、事業終了となりますので、お早目にご提出ください。



## STEP.5

電話が来る。

「労災レセプトシステム普及促進センターヘルプデスク」へ書類が届きましたら受取連絡をします。

※記入内容や添付書類の内容について確認させていただくことがあります。



## STEP.6

導入支援金が振り込まれる。

ご提出いただいた書類は、審査後にお振込みされます。ご提出後、1ヶ月～1ヶ月半程度かかります。

※追加提出や修正などがある場合は、それ以上の日数がかかる場合があります。





# 各都道府県労働局一覽

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道局	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	(代)011-709-2311
青森局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	(直)017-734-4115
岩手局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	(直)019-604-3009
宮城局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	(直)022-299-8843
秋田局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	(直)018-883-4275
山形局	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	(直)023-624-8227
福島局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	(直)024-536-4605
茨城局	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎5階	(直)029-224-6217
栃木局	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	(直)028-634-9118
群馬局	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8・9階	(直)027-896-4738
埼玉局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15F	(直)048-600-6207
千葉局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	(直)043-221-4313
東京局	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階	(直)03-3512-1617
神奈川局	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2地方合同庁舎8階	(直)045-211-7355
新潟局	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	(直)025-288-3506
富山局	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階	(直)076-432-2739
石川局	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	(直)076-265-4426
福井局	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	(直)0776-22-2656
山梨局	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	(直)055-225-2856
長野局	380-8572	長野市中御所1-22-1	(直)026-223-0556
岐阜局	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階	(直)058-245-8105
静岡局	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎 3階	(直)054-254-6369
愛知局	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング11階	(直)052-855-2147
三重局	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	(直)059-226-2109
滋賀局	520-0806	大津市打出浜14-15	(直)077-522-6630
京都局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	(直)075-241-3217
大阪局	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階	(直)06-6949-6507
兵庫局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階	(直)078-367-9155
奈良局	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	(直)0742-32-0207
和歌山局	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎2階	(直)073-488-1153
鳥取局	680-8522	鳥取市富安2-89-9	(直)0857-29-1706
島根局	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	(直)0852-31-1159
岡山局	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	(直)086-225-2019
広島局	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館5階	(直)082-221-9245
山口局	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	(直)083-995-0374
徳島局	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(直)088-652-9144
香川局	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	(直)087-811-8921
愛媛局	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階	(直)089-935-5206
高知局	780-8548	高知市南金田1-39	(直)088-885-6025
福岡局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	(直)092-411-4799
佐賀局	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4階	(直)0952-32-7193
長崎局	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	(直)095-801-0034
熊本局	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	(直)096-355-3183
大分局	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	(直)097-536-3214
宮崎局	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	(直)0985-38-8837
鹿児島局	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館三井生命南国テレホンビル5階	(直)099-223-8280
沖縄局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	(直)098-868-3559

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL : 0120-900-673

(土日祝日を除く、平日 9:00~18:00)

FAX : 0120-900-681

E-mail : info@rourece.org

労災レセプトオンライン化ナビ

検索





# 労災レセプト電算処理システム

労災レセプト電算処理システム未導入の労災指定医療機関のみなさまへ

## 導入支援金のご案内

現在、労災レセプト電算処理システムの普及促進のため、導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払します。

導入支援金

最大

**50万円**

がご利用いただけます。



導入支援金の支払には、条件があります。

# 労災指定医療機関のみなさまが、 労災レセプト電算処理システムを導入する際の 費用の一部を支援します。

## 導入支援金とは

労災レセプト電算処理システムにより労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に対して、費用の一部を支払うものです。

## 対象

平成28年4月1日以降に労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、労災診療費請求書及びレセプトを作成するために必要なソフトの導入費用、及びソフト導入に伴う既存のレセプトコンピュータ及び送信用パソコンの諸設定に係る費用を対象とします。なお、導入支援金の申請は、一度のみとします。

※導入については、平成28年4月1日以降に納品のもをを対象とします。

## 導入支援金の算定方法

導入支援金の支払額は、下記表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定します。ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

1.区分 (労災指定医療機関)	2.基準額	3.実支出額
病床数20床以上	500,000円	労災専用ソフトウェアの導入、 諸設定に要した実支出額
病床数20床未満	400,000円	

## 申請方法

申請書のお取り寄せは、下記ヘルプデスクまでお電話にてお願いいたします。

申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、下記住所までご郵送ください。

〈申請書送付先〉〒105-0004東京都港区新橋5-25-1-7 労レセシステム普及促進センター

- 平成31年2月到着分までとさせていただきます。
- 予算がなくなり次第終了となります。

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL : 0120-900-673

(土日祝日を除く、平日 9:00~18:00)

FAX : 0120-900-681 E-mail : info@rourece.org

労災レセプトオンライン化ナビ

検索